

換地処分時に確定測量を行った時点での図面等の閲覧又は証明を入手することが可能です。

- 1) 画地寸法証明・・・申請された土地の辺長が確認できます。
- 2) 画地座標証明・・・申請された土地の座標値が確認できます。
- 3) 基準点座標証明・・・申請された土地付近の当時の基準点座標値
(3点/件)を確認できます。
(現地に存在しているかは未定)

ご注意ください

- ・本証明は、すべての地区に対応しているものではなく、換地処分が、昭和の年代のものや、組合施行の土地区画整理事業においては、証明できない場合がありますので、事前に電話等でご確認ください。
- ・証明筆の番地、登記面積等は申請者で調査・記入ください。
- ・申請に際して、地権者の委任状等は必要ありませんが、申請書の申請者と来庁者が異なる場合、双方の関連が分かる書類の提示をお願いする場合があります。
- ・証明書は、所定の証明申請書に正副2通必要です。注) 2通とも押印が必要です。一部は証明印を押印し、証明内容を添付したものをお返しします。
- ・証明手数料は、1件(筆)300円で、福知山市の収入証紙にて支払っていただきます。(1階の会計室で購入できます。)
- ・基本的に申請されてから3営業日以内に証明いたします。
- ・閲覧は、無料です。所定の閲覧申請書に1通必要です。閲覧方法は、写真撮影は不可ですが、メモ帳等への転筆記は可能です。また、コピーのサービスは行っておりません。